

平成 23 年 8 月 31 日  
水管理・国土保全局防災課

## 国土交通省防災業務計画を改正しました

国土交通省では、東日本大震災への対応を通じて明らかになった教訓、課題、改善点等を踏まえ、8月26日付で国土交通省防災業務計画\*を改正しましたのでお知らせします。

今回の改正を踏まえ、大規模津波災害対策や災害応急対応の一層の充実を図ってまいります。

※ 防災業務計画は、災害対策基本法第36条第1項の規定に基づき作成するもので、防災に関してとるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項を定めています。中央省庁再編後の平成14年5月14日に国土交通省として初めて作成し、これまでに、東南海・南海地震防災対策、緊急災害対策派遣隊の追加など、5回修正しています。

### 【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局防災課 災害対策室

課長補佐 神林 浩 TEL:03-5253-8111 (内線 35-822)  
03-5253-8461 (直通)

課長補佐 宮川 康平 TEL:03-5253-8111 (内線 35-762)  
03-5253-8461 (直通)

# 国土交通省防災業務計画の改正

## 今回の改正の考え方

東日本大震災への対応を通じて明らかになった教訓、課題、改善点等を踏まえ、当面可能な見直しを行う。

## 今回の改正のポイント

### ○大規模災害への対応の強化

- ①東日本大震災への対応の経験を踏まえた対応について記載

### ○津波対策の強化

- ①津波対策の基本的な考え方の記載
- ②津波災害対応の強化(空港等)の記載
- ③津波防災まちづくりの記載(社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会 計画部会の緊急提言等を反映)

### ○被災者、被災地域への支援の強化

- ①応急仮設住宅の建設等に関する支援の記載
- ②緊急災害対策派遣隊等による広域応援の記載(情報連絡担当官の派遣、通信ネットワーク確保等)
- ③緊急輸送に関する制度の弾力的な運用等の記載

### ○国土交通省の災害対策業務の実施体制の強化

- ①情報通信施設の強化、通信経路の多重化
- ②非常食、燃料の備蓄、調達体制の整備
- ③庁舎の電源の確保

### ○その他必要事項の修正

- ①土砂災害防止法の改正を踏まえ大規模な河道閉塞の調査、地方公共団体への緊急情報の通知等の記載

## 今後の予定

政府の中央防災会議における防災基本計画の見直し(予定)を受け、本年度末(見込み)までに必要な見直しを行う予定。

## 近年の改正経緯

- 平成18年8月 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を追加する等の改正
- 平成20年4月 緊急災害対策派遣隊の創設等に関する改正
- 平成21年6月 防災基本計画の改正、局地的短時間豪雨対策等の新規施策、港湾の開発基本方針等を踏まえた改正

修正後	現行
<p><b>第1編 総則</b></p> <p>第1章 計画の目的及び構成</p> <p>(略)</p> <p>第2章 防災対策の基本方針</p> <p>○ 我が国の国土は、地震、津波、暴風、豪雨、地すべり、洪水、高潮、火山噴火、豪雪などにより自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、急峻な山地、脆弱な地質等が存在する一方、稠密な人口、高度な土地利用等の社会的条件を併せもっている。このような自然的、社会的条件下にある我が国にとって、国土を保全し、国民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策であり、その一層の強化を図る。また、社会、産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、水質災害、港湾危険物等災害、大規模な火事等災害など大規模な事故による被害についても、防災対策の一層の充実、強化が必要であり、その推進を図る。<u>さらに、平成 23 年の東日本大震災においては、広域での強い地震動、大規模な津波災害、東京電力福島第一原子力発電所の事故など広域かつ複合的な災害に対して、国土交通省の総力をあげて対応してきたところであり、その経験を十分に踏まえ、大規模津波災害対策、災害応急対応等の一層の充実を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ 災害応急対策については、発災時において迅速かつ円滑な実施を図るため、以下を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・大規模な災害に対しては、災害応急対策を総合的、効果的に行うため関係行政機関等と連携を図るとともに、<u>災害応急対策に必要な要員や物資について全国の規模で活用するなど、広域的な応援・支援体制を構築し、災害応急対策を実施する。</u></p> <p>・大規模な災害に対しては、<u>災害発生直後は人命救助を第一とし、救援救助要員や緊急輸送路の確保等に総力をあげるものとする。引き続き物流の確保、所管施設の復旧、住宅の確保、被災自治体の支援等を強力に進める。</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>第1編 総則</b></p> <p>第1章 計画の目的及び構成</p> <p>(略)</p> <p>第2章 防災対策の基本方針</p> <p>○ 我が国の国土は、地震、津波、暴風、豪雨、地すべり、洪水、高潮、火山噴火、豪雪などにより自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、急峻な山地、脆弱な地質等が存在する一方、稠密な人口、高度な土地利用等の社会的条件を併せもっている。このような自然的、社会的条件下にある我が国にとって、国土を保全し、国民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策であり、その一層の強化を図る。また、社会、産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、水質災害、港湾危険物等災害、大規模な火事等災害など大規模な事故による被害についても、防災対策の一層の充実、強化が必要であり、その推進を図る。</p> <p>(略)</p> <p>○ 災害応急対策については、発災時において迅速かつ円滑な実施を図るため、以下を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・大規模な災害に対しては、災害応急対策を総合的、効果的に行うため関係行政機関等と連携を図り、<u>被災地域外からの人材及び災害対策用機械、船舶等の派遣等、応急復旧に対する広域的な応援・支援体制の充実を図るものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>

第3章 防災に関する組織・体制

(略)

第3章 防災に関する組織・体制

(略)



<p><u>辺住民、港湾関係者等の人命を保護するとともに、災害時に港湾に求められる役割を踏まえて、早期復旧のための事前対策を推進するものとする。</u></p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第 8 土砂災害に対する安全性の確保 (略)</p> <p>○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 5 7 号）（以下土砂災害防止法という。）に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定め、又建築物の移転の勧告等適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>○ <u>地震に伴う大規模な河道閉塞等の発生時における土砂災害防止法第 27 条に基づく緊急調査及び同法第 29 条に基づく関係地方公共団体への緊急情報の通知について、迅速かつ効果的に実施できるよう、関係地方公共団体、関係機関等との連携を強化するなど危機管理体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>第 8 土砂災害に対する安全性の確保 (略)</p> <p>○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 5 7 号）に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定め、又建築物の移転の勧告等適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(新設)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第 10 宅地造成に伴う防災措置 (略)</p> <p>○ <u>大地震時等における大規模盛土造成地の被害を軽減するため、宅地耐震化推進事業を活用し、変動予測に関する調査及び滑動崩落防止工事の実施を促進するものとする。</u></p>	<p>第 10 宅地造成に伴う防災措置 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第 13 航空施設の整備 (略)</p> <p>○ 既存の土木施設、建築施設については、旧設計基準によって建設された施設や老朽化等により初期の耐震性能が損なわれている施設がある。これらの施設については、少なくとも現行の設計基準が求める耐震性能を持つように補強するとともに、<u>地震発生時において空港に求められる機能や役割を踏まえ、基本施設の液状化対策等耐震性の向上を推進する。</u></p>	<p>第 13 航空施設の整備 (略)</p> <p>○ 既存の土木施設、建築施設については、旧設計基準によって建設された施設や老朽化等により初期の耐震性能が損なわれている施設がある。これらの施設については、少なくとも現行の設計基準が求める耐震性能を持つように補強する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>(削除)</p>	<p>○ <u>他の機関の耐震強化策の検討動向を考慮しつつ、さらに空港の耐震設計基準等の検討を行う。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第15 防災拠点の確保・整備</p>	<p>第15 防災拠点の確保・整備</p>
<p>(略)</p> <p>○ <u>被災地の近傍に、防災拠点や所管施設等を活用して TEC-FORCE の支援業務に必要な人員・資材・機材等の受け入れを一元管理のもとで行う活動拠点を整備する。なお、活動拠点は配置・機能・活動内容等の点から十分検討のうえ TEC-FORCE 活動計画に位置づけるとともに、災害発生時に迅速、確実かつ効果的な TEC-FORCE 活動の支援業務を実施できるよう、訓練計画にも反映させるものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>○ 被災地の近傍に、TEC-FORCE の支援業務に必要な人員・資材・機材等の受け入れを一元管理のもとで行う<u>前線基地を設置する。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第2節 危機管理体制の整備</p>	<p>第2節 危機管理体制の整備</p>
<p>第1 情報の収集・連絡体制の整備</p>	<p>第1 情報の収集・連絡体制の整備</p>
<p>(略)</p> <p>○ 災害による停電等に対応するため、河川、海岸、砂防、道路の公共施設管理用のマイクロ回線施設及び光ファイバ網施設（以下「専用通信施設」という。）には非常用発電設備を設置するとともに、重要拠点は7日間以上、他の施設については原則として3日間以上運転できる燃料を備蓄し、<u>道路状況等の地域特性等を踏まえた運転時間を確保するものとする。さらに、長時間の停電に対応できるよう、燃料の調達手段、補給、運搬体制の整備を行うものとする。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>○ 災害による停電等に対応するため、河川、海岸、砂防、道路の公共施設管理用のマイクロ回線施設及び光ファイバ網施設（以下「専用通信施設」という。）には非常用発電設備を設置するとともに、重要拠点は7日間、他の施設については原則として3日間運転できるよう、<u>燃料の確保、補給、運搬体制の整備を行うものとする。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第2 通信手段等の整備</p>	<p>第2 通信手段等の整備</p>
<p>○ 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。また、各情報通信施設についての耐震性の強化、津波対策、停電対策等を講じておくものとし、<u>重要な施設については非常用電源の設置など停電対策の強化を図るものとする。</u></p>	<p>○ 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。また、各情報通信施設についての耐震性の強化、停電対策を講じておくものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線施設と光ファイバ網施設を相互にバックアップする統合化を図り専用通信施設の信頼性を向上させ、移動無線電話システム、衛星通信システム及びヘリコプター画像伝送システムの整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。

(略)

・河川、海岸、砂防、道路、港湾、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるようにするものとする。また、地理情報システム（以下「GIS」という。）についても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。

(略)

#### 第4 応急復旧体制等の整備

(略)

- 本省、国土技術政策総合研究所及び地方支分部局（航空交通管制部を除く。）は、大規模自然災害の発生時に緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が迅速に活動できるよう、事前に人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するとともに、想定災害、支援対象及び隊員の運用計画等を定めたTEC-FORCE活動計画を作成する

(略)

- 地方整備局等は、所管施設毎に災害時の緊急点検に関する要領等を定めるとともに、休日、夜間を問わず災害発生直後速やかにヘリコプター等を用いた被災状況調査を開始できるよう、体制の構築、ヘリコプター運行マニュアルの整備に努めるものとする。

(略)

- 発災時に、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の管理する施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ適切に行うため、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、相談窓口を設置し、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備、復旧に必要な技能を有

・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、専用通信施設、移動無線電話システム、衛星通信システム及びヘリコプター画像伝送システムの整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。

(略)

・河川、海岸、砂防、道路、港湾、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。また、地理情報システム（以下「GIS」という。）についても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体が利用できるようにするものとする。

(略)

#### 第4 応急復旧体制等の整備

(略)

- 本省、国土技術政策総合研究所及び地方支分部局（航空交通管制部を除く。）は、大規模自然災害の発生時に緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が迅速に活動できるよう、事前に人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するものとする。

(略)

- 地方整備局等は、各所管施設毎に災害時の緊急点検に関する要領等を定めるとともに、ヘリコプターによる調査に関するマニュアルを整備するものとする。

(略)

- 発災時に、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の管理する施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ適切に行うため、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備、復旧に必要な技能を有する職員や資機

<p>する職員や資機材等の相互融通を含めた事業者間の広域的な応援体制の確立等について指導・助言する。</p>	<p>材等の相互融通を含めた事業者間の広域的な応援体制の確立等について指導・助言する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第8 後方支援体制の整備</p>	<p>第8 後方支援体制の整備</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>地震、津波等により被災した場合でも業務が継続できるよう、本省、地方支分部局等の庁舎の耐災害性を強化するとともに、非常用発電機については、地震・津波等により運転に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、長期停電にも耐えられるよう必要な燃料を確保しておく。また、緊急時においても非常用発電機や車両の燃料が円滑に調達できるよう、関係事業者等との協定の締結など、必要な措置を講ずるものとする。</u></li> <li>○ <u>食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努める。</u></li> <li>○ <u>食料、水、燃料等の備蓄は、原則として最低3日分を確保するよう努めるものとし、被災者や帰宅困難者に対する支援が必要な場合に備え、十分な量を備蓄するよう努めるものとする。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>本省、地方支分部局等の庁舎の耐災害性の強化、備品の転倒防止対策の充実、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努める。</u></li> <li>○ <u>本省、地方支分部局等の庁舎の耐災害性の強化、備品の転倒防止対策の充実、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努める。</u></li> <li>○ <u>非常本部等の運営に必要な食料、水、燃料等の備蓄は、原則として最低3日分を確保するよう努めるものとする。</u></li> </ul>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第3節 災害、防災に関する研究、観測等の推進</p>	<p>第3節 災害、防災に関する研究、観測等の推進</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第4節 防災教育等の実施</p>	<p>第4節 防災教育等の実施</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第2 防災知識の普及</p>	<p>第2 防災知識の普及</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>水害、土砂災害、津波等の危険箇所や避難地・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進するため、市町村に対し必要な情報を提供するなど積極的な支援を行う。また、市町村の防災計画等にも位置付けるなど、ハザードマップの意義が十分伝わるよう働きかけるものとする。その際、ハザードマップの想定を超える災害が起こりうることを伝えるなど、ハザードマップが危険区域以外の住民にとっての安心情報にならないように努めるものとする。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>浸水被害、土砂災害等の危険箇所や避難地・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進するとともに、市町村の防災計画等にも位置付けるよう働きかけるものとする。</u></li> </ul>

(略)	(略)
第5節 防災訓練	第5節 防災訓練
第5節 防災訓練 ○ 災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と連携し、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。 <u>大規模災害の想定には津波を含めたものとするよう努めるものとする。</u>	第5節 防災訓練 ○ 災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と連携し、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。
(略)	(略)
○ <u>TEC-FORCE については、活動計画等に基づき訓練を行うものとする。</u>	(新設)
(略)	(略)
第6節 再発防止対策の実施 (略)	第6節 再発防止対策の実施 (略)
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策
第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 (略)	第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 (略)
第1 災害情報の収集・連絡 (略)	第1 災害情報の収集・連絡 (略)
(削除)	(4) 災害対策用ヘリコプター等による情報収集 ○ <u>地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信車、衛星小型画像伝送装置（以下「Ku-SAT」という。）、CCTV等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。</u> ○ <u>地震により甚大な被害が発生した場合、もしくは発生したと想定される場合、災害対策用ヘリコプターの維持管理を行う地方整備局等は、直ちに災害対策用ヘリコプターを出動させるものとする。</u> ○ <u>地震等により甚大な被害が発生した場合、地方整備局等が災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とする場合、その旨非常本部等に要請するものとする。非常本部等は要請があった場合は、当該ヘリコプターの維持管理を行う地方整備局等に対し、出動を指示するものとする。</u> ○ <u>災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規定によるものとする。</u> ○ <u>ヘリコプターによる情報収集は、目視・テレビカメラの他、赤外線撮影</u>

	<p><u>装置、立体写真撮影装置等を活用するなど、ヘリコプター活用に関するマニュアルに基づき多面的に行うものとする。</u></p> <p>○ <u>地震により甚大な被害が発生した場合、もしくは発生したと想定される場合、非常本部等は、海上保安庁のヘリコプターが収集した情報の提供について、必要に応じ海上保安庁に要請する。</u></p> <p>○ <u>地方整備局等が他地方整備局等の衛星通信車の出動を要請する場合には、その旨を非常本部等に報告するものとする。非常本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。</u></p> <p>○ <u>震災直後の航路、泊地等の被害状況（海中障害物による航行障害）については、必要に応じ港湾業務艇により調査を行うものとする。</u></p>
<p>(4) ダム、堰、水門等の管理 (略)</p>	<p>(5) ダム、堰、水門等の管理 (略)</p>
<p>第2節 災害対策用ヘリコプター等による情報収集</p> <p>○ <u>地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信車、衛星小型画像伝送装置（以下「Ku-SAT」という。）、CCTV等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。</u></p> <p>○ <u>地震等により甚大な被害が発生した場合、又は発生が想定される場合、災害対策用ヘリコプターの維持管理を行う地方整備局等は、直ちに災害対策用ヘリコプターを出動させるものとする。</u></p> <p>○ <u>地震等により甚大な被害が発生した場合、又は発生が予想される場合であって、他地方整備局等が維持管理を行う災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とするときは、地方整備局等は、その旨非常対策本部等に要請するものとし、非常対策本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。</u></p> <p>○ <u>災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規定によるものとする。</u></p> <p>○ <u>ヘリコプターによる情報収集は、目視・テレビカメラの他、赤外線撮影装置、立体写真撮影装置等を活用するなど、ヘリコプター活用に関するマニュアルに基づき多面的に行うものとする。</u></p> <p>○ <u>地震等により甚大な被害が発生した場合、又は発生が想定される場合、非常本部等は、海上保安庁のヘリコプターが収集した情報の提供について、必要に応じ海上保安庁に要請する。</u></p> <p>○ <u>地方整備局等が他地方整備局等の衛星通信車の出動を要請する場合には、その旨を非常本部等に報告するものとする。非常本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

<p>○ <u>震災直後の航路、泊地等の被害状況（海中障害物による航行障害）については、必要に応じ港湾業務艇により調査を行うものとする。</u></p>	
<p>第3節 活動体制の確立 (略)</p> <p>○ 地方整備局等は、状況に応じ、被災地方整備局等に対して人的、物的な応援を各地方整備局等がそれぞれ作成する地方整備局等間の応援に関するマニュアルに基づき行うものとする。<u>本省は、状況に応じ、被災地方整備局等に対して人的、物的な応援を行うとともに、これらの応援が円滑、適切に行われるよう、活動状況の把握や必要な指示・調整を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第2節 活動体制の確立 (略)</p> <p>○ 地方整備局は、状況に応じ、被災地方整備局に対して人的、物的な応援を各地方整備局がそれぞれ作成する地方整備局間の応援に関するマニュアルに基づき行うものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第4節 政府本部への対応等 (略)</p>	<p>第3節 政府本部への対応等 (略)</p>
<p>第5節 災害発生直後の施設の緊急点検 (略)</p> <p>(6) 官庁施設 (略)</p> <p>○ 官庁施設の構造体、建築設備等の点検を行うとともに、<u>地方支分部局間及び本省庁間を通じて</u>各省庁より施設被害情報の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第4節 災害発生直後の施設の緊急点検 (略)</p> <p>(6) 官庁施設 (略)</p> <p>○ 官庁施設の構造体、建築設備等の点検を行うとともに、各省庁より施設被害情報の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>第6節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (略)</p>	<p>第5節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (略)</p>
<p>第7節 災害発生時における応急工事等の実施 (略)</p> <p>○ <u>津波による湛水が発生した場合、湛水被害の拡大を防止するとともに、行方不明者の捜索、インフラの応急復旧等に支障とならないよう、排水ポンプ車等を活用した排水を行うものとする。</u></p>	<p>第6節 災害発生時における応急工事等の実施 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第8節 災害発生時における交通の確保等 (略)</p>	<p>第7節 災害発生時における交通の確保等 (略)</p>
<p>第9節 緊急輸送 (略)</p>	<p>第8節 緊急輸送 (略)</p>

<p>○ <u>ヘリコプターからの物資の投下など被災地への緊急物資輸送等の災害対応において必要となる許認可の手続きを弾力化する等、柔軟な対応を行うよう努める。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第10節 代替輸送 (略)</p>	<p>第9節 代替輸送 (略)</p>
<p>第11節 二次災害の防止対策 (略)</p>	<p>第10節 二次災害の防止対策 (略)</p>
<p>○ <u>地震に伴う大規模な河道閉塞が確認された場合、これに起因する土石流等の発生による二次災害を防止するため、地方支分部局等と連携し、土砂災害防止法第27条に基づく緊急調査を実施するとともに、同法第29条に基づき関係市町村及び都道府県に緊急情報を通知するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(新設)</p>
<p>○ <u>地震に伴う地盤沈下により河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設の機能が低下し、高潮、波浪、潮位の変化及び出水によって浸水のおそれが高まっている場合又は浸水被害が発生している場合には、必要に応じて、排水ポンプ車等による排水、応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行うものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第12節 ライフライン施設の応急復旧 (略)</p>	<p>第11節 ライフライン施設の応急復旧 (略)</p>
<p>第13節 地方公共団体等への支援 (略)</p>	<p>第12節 地方公共団体等への支援 (略)</p>
<p>第1 情報収集、人員の派遣、資機材の提供等</p> <p>○ 本省、国土技術政策総合研究所及び地方支分部局（航空交通管制部を除く。）は、必要に応じて、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を行うとともに、被災地方公共団体における通信手段の確保、被災地方公共団体との情報連絡等により被災地方公共団体における災害対応の支援を行うものとする。</p> <p>○ 地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信車等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、当該地方公共団体等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。</p>	<p>第1 情報収集、人員の派遣、資機材の提供等</p> <p>○ 本省、国土技術政策総合研究所及び地方支分部局（航空交通管制部を除く。）は、必要に応じて、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を実施するものとする。</p> <p>○ 地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信車等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、当該地方公共団体等への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。</p>

<p>(略)</p> <p>第3 応急仮設住宅の建築支援等</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>都市再生機構保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うとともに、首都直下地震等に備えた応急仮設住宅用地の事前のリスト化について、地方公共団体に対して助言を行うものとする。</u></li> <li>○ <u>建設用地の確保及び建設支援のため、国土交通省、地方自治体等から要員の派遣の調整等を行う。</u></li> </ul>	<p>(略)</p> <p>第3 応急仮設住宅の建築支援等</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市再生機構保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うものとする。</li> </ul> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>
<p>第14節 被災者・被災事業者に対する措置</p> <p>第1 被災者等への対応</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>被災者を一時的に避難させるため、既存公営住宅等の空家を活用する。また、必要に応じて広域的に確保されている公営住宅等の情報を一元的に提供し、申込みの円滑化を図るため、被災者に対し、公営住宅等に関する情報提供を行う。</u></li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した避難所の提供、炊事・入浴サービスの提供等を要請する。</u></li> </ul>	<p>第13節 被災者・被災事業者に対する措置</p> <p>第1 被災者等への対応</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>被災地方公共団体から関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテルを活用した宿泊施設や炊事・入浴サービスの提供等を要請できるよう必要な情報提供を行う。</u></li> </ul> <p>(略)</p>
<p>第15節 災害発生時における広報</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>海外や日本に在住する外国人に対し、災害の被害や対応状況が正しく理解されるよう、英語等の外国語による広報に努めるものとする。</u></li> <li>○ <u>広報にあたっては、外国人観光客の減少防止など、風評被害の防止にも努めるものとする。</u></li> </ul>	<p>第14節 災害発生時における広報</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第16節 自発的支援への対応</p> <p>(略)</p>	<p>第15節 自発的支援への対応</p> <p>(略)</p>
<p>第3章 災害復旧・復興</p>	<p>第3章 災害復旧・復興</p>
<p>第1節 災害復旧・復興の基本方針 (略)</p>	<p>第1節 災害復旧・復興の基本方針 (略)</p>

第2節 災害復旧の実施

第1 災害復旧工事の早期着手

- 被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。
- 地方公共団体が実施する河川、道路等の公共土木施設の災害復旧工事は、国土交通省の査定を待たずに被災直後から工事着手が可能であり、この際に事前の承認や届出は一切不要であることを地方公共団体等に周知するものとする。

第2 査定の早期実施

- 災害発生後は速やかに査定を実施して事業費を決定するものとする。
- 緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。
- 災害復旧工事と現地における査定を円滑かつ迅速に実行するため、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。
- 大規模な災害の場合は、総合単価の使用範囲の引き上げや机上査定の適用範囲の引き上げ等の災害査定の簡素化を速やかに行うものとする。
- 災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民政の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

(削除)

第2節 災害復旧の実施(略)

(新設)

第1 査定の早期実施

(新設)

- 災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに査定を実施して事業費を決定し、早期復旧に努めるものとする。また、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため、特に必要がある場合には、応急本工事を実施するものとする。
- 広域にわたる大災害の場合、災害査定官は、現地において災害発生時の気象、水理及び被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の指導にあたるものとする。
- 災害査定事務の合理化と、適正かつ迅速な事業の執行を図るため、必要に応じて復旧工法等について査定前に打ち合わせを行い、現地における査定の迅速な処理、手戻りの防止を図るものとする。

	○ <u>総合単価の適用が可能な場合は、できる限りその活用を図る等、災害査定事務の合理化・簡素化を図るものとする。</u>
(削除)	第2 緊要事業の決定
	○ <u>事業費の決定に際しては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、緊要事業を定めて、適切な復旧を図るものとする。</u>
第3 災害復旧の推進	第3 災害復旧の促進
(略)	(略)
第4 再度災害の防止	第4 再度災害の防止
(削除)	○ <u>河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、鉄道、港湾、下水道、公園、空港、その他交通施設及び都市施設等の被災施設の復旧に当たっては、自ら又は地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。</u>
○ <u>公共土木施設の復旧にあたっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。</u>	(新設)
(略)	(略)
(略)	(略)
第4節 都市と地域の復興 (略)	第4節 都市の復興 (略)
第3 地域の復興への支援	(新設)
○ <u>大規模な災害により壊滅的な被害を受けた地域に対しては、被災状況等の調査・分析、被災状況や都市の特性、地元の意向等に応じた市街地復興のパターンの検討等、地域の復興に向けた取り組みを支援するものとする。</u>	(略)
(略)	(略)
第6節 被災者の居住の安定確保に対する支援	第6節 被災者の住宅再建等への支援
(略)	(略)
第1 公営住宅の整備等	第1 公営住宅の整備等
○ <u>災害が発生した場合には、被災者の居住の安定を図るため、地域の住宅事情を踏まえつつ、公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅の速やかな供給を推進するものとする。特に、一定規模以上の住宅被害を受けた場合においては、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、災害公営住宅の整備を推進するものとする。</u>	○ <u>災害が発生した場合には、被災者の居住の安定を図るため、地域の住宅事情を踏まえつつ、公営住宅、特定優良賃貸住宅等公的住宅の速やかな供給を推進するものとする。特に、一定規模以上の住宅被害を受けた災害においては、災害公営住宅の整備等を推進するものとする。</u>
○ <u>事業主体による公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅における家賃の低廉化について、その費用の一部を助成するものとする。特に、災害公営住宅における家賃の低廉化については、補助率の引き上げ</u>	(新設)

による地方負担の軽減を通じて、入居者の居住の安定確保を推進するものとする。

- 事業主体において公営住宅等を目的外使用し、被災者を一時的に入居させた場合、その後、入居者資格を有する被災者については、適宜、特定入居を行うよう、事業主体に対して要請を行うものとする。なお、災害が大規模な場合にあつては、当該災害により住宅が滅失した被災者等について、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により、公営住宅の入居者資格が緩和される。

(略)

- 災害が発生した場合には、必要に応じて既存公営住宅等の空家を活用し、被災者を一時的に避難させるとともに、その後、入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合には、当該災害により住宅が滅失した被災者等に対して、被災市街地復興特別措置法第21条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）については、適宜、特定入居を行うことについて、事業主体に対して要請を行うものとする。

(略)

第2編第4章以降は、共通する関連箇所の修正を実施。